異 議 申 立 書

平成23年11月17日

環境大臣 殿

異議申立人 鷹取 敦

次のとおり異議申立てをします。

1. 異議申立人の住所、氏名および年令

環境行政改革フォーラム 事務局長 鷹取 敦 44才

2. 異議申立てに係る処分

環境大臣が平成23年11月14日付け(環廃産発第111114001号)で行った異議申立人に対する不開示決定。

- 3. 異議申立に係る処分があったことを知った年月日 平成23年11月17日
- 4. 異議申立ての趣旨

上記2. 記載の不開示決定処分を取り消し、開示とする決定を求める。

- 5. 異議申立ての理由
- (1) 上記2. 記載の処分における不開示決定について、処分庁は、当該処分の通知書において「災害廃棄物安全評価委員会第5~7回の会議録音データの内容は、放射性物質により汚染された(おそれのある)災害廃棄物の処理を円滑に実施するため、また災害廃棄物の処分方法の技術的な検討を行うため、非公開のデータ等も含め、可燃廃棄物の焼却方法や焼却灰の埋立方法、これらの施設の満たすべき要件などの議論が録音されており、これらを公にすることは、委員による率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから」、「議論の録音内容が公にされることで、発言内容が過大に、広く訴えられること等により、処理方針に基づく市町村等による災害廃棄物の処理事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがある」等と説明している。
- (2) しかしながら、非公開データ (特許等に関わるもの、プライバシーに関わるもの等) があれば部分的に不開示とし、の他は開示すべきである。また、政策決定に関わる会議は原則として公開であるべきであって、非公開でないと率直な意見の交換が出来ない委員は国の検討会の委員として不適格と考えるべきである。そもそも第4回までは議事録が開示されており、録音データを開示できないとする理由にはならない。ICRP (国際放射線防護委員会) も Publication 111 で徹底的な公開と住民の関与が不可欠であると勧告しており、徹底的な公開と住民の関与こそが、「事業の適切な遂行」を促す、というのが民主主義におけるコンセンサスであり、世界がチェルノブイリから学んできたことである。議論の内容が

公開されないことにより、放射性物質により汚染された(おそれのある)災害廃棄物を処理・処分する地域の住民の不安が増しているのが現実であり、事実多くの自治体から受け入れを拒否されている。

したがって会議録音データは、非公開データ(特許等に関わるもの、プライバシーに関わるもの等)を除き、開示されるべきである。

6. 処分庁の教示の有無及びその内容

上記2. 記載の処分における通知書において「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 第 6 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から 起算して 60 日以内に、環境大臣に対して異議申し立てをすることができます。」等の教示があった。